

北照高等学校 新型コロナウイルス感染症に関わる出校停止基準

以下の表を参考に、担任に相談をして下さい。出校停止に該当すると判断された場合は、欠席にはなりません。生徒や家族の健康回復と、感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

状 況	対処方法
生徒本人が感染	治癒するまでの間、出校停止
生徒と同居している人が感染	以下のいずれかの間、出校停止 <ul style="list-style-type: none"> ・同居の患者が治癒して 14 日経過する間 ・同居の患者と同居しなくなった日から 14 日経過する間
保健所から濃厚接触者として指定された	保健所からの健康観察期間が終了するまで出校停止
発熱等の風邪の症状が見られる	症状が見られなくなるまでの間出校停止 ただし、医療機関で別の診断がついた場合は、その診断に従う
生徒本人に基礎疾患等がある	主治医等に相談の上、登校を判断する 主治医の許可が下りない場合出校停止
生徒が「検疫強化対象地域」等から帰国した	2週間以上自宅等で待機（出校停止） その後、健康状態に問題が無ければ登校

※次の場合は、本人に発熱等の風邪の症状がなければ出校停止にはなりません

- ・保護者等、同居している人が濃厚接触者である
- ・保護者等、同居している人の職場や学校に感染者がいる場合